

◎新潟県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合の定款の変更を令和2年1月24日認可した。

令和2年2月4日

新潟県新発田地域振興局長